

(令和2年度版)

幼稚園・保育園 利用案内

「子ども・子育て支援新制度」により、教育・保育施設などの利用には、支給認定の申請並びに利用申請が必要です。



◆◆◆ も く じ ◆◆◆

1	支給認定の区分	1
2	2号認定・3号認定を受けて、保育施設の利用申込ができる方	1
3	申込方法	1
4	認定申請・保育施設利用申込に必要な書類	2
5	支給認定を受けると	4
6	利用者負担額（保育料）について	5
7	利用調整（選考）	6
8	利用調整結果の通知	6
9	利用申込・利用決定・利用開始後の手続き	6
10	食物アレルギーへの対応について	7
11	障がい児保育について	7
12	産休・育休明け保育施設利用予約について	8
13	子育て支援について（特別保育）	8

田 子 町

<お問い合わせ>

〒039-0292

田子町大字田子字天神堂平81

田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室

電 話 0179-23-0678 (直通)

FAX 0179-32-4294

1 支給認定の区分

区 分	年 齢	状 況	教育・保育施設
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	教育を希望の方	幼稚園・認定こども園
2号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満3歳以上	保育が必要な方	保育園・認定こども園
3号認定 ・保育標準時間認定 ・保育短時間認定	満3歳未満	保育が必要な方	保育園・認定こども園

○田子町に住民登録がある児童は、町外の施設等を利用する場合でも、田子町への申請が必要です。

○田子町外に住民登録がある児童は、住民登録がある市町村で申請してください。

2 2号認定・3号認定を受けて、保育施設の利用申込ができる方

保護者のいずれもが次の事由により、保育が必要な場合に、2号認定・3号認定を受けて、町内保育施設の利用を申し込むことができます。

- 1 保護者が就労している。(月48時間以上)
- 2 母親が出産である。
(出産月を含め前後3ヵ月又は年度末)
- 3 保護者が病気やけがをしている、又は心身に障がいがある。
- 4 保護者が親族の介護・看護をしている。(月48時間以上)
- 5 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている。
- 6 保護者が求職活動中、又は起業準備中である。(90日限度)
- 7 保護者が就学、又は職業訓練を受講している。(月48時間以上)

○求職活動による入園期間は基本的に90日まで(原則1回のみ延長可)となります。

○事由を満たしても、施設の定員に余裕がない場合など、利用できないことがあります。

3 申込方法「支給認定申請」と「保育施設利用申込」は同時に手続きができます。

○申込窓口…田子幼稚園 田子町教育委員会

田子保育園・上郷保育園 田子町役場 住民課 子育て定住移住支援室

○申込期限…毎月15日(入園日は基本的に毎月1日ですが、状況により月途中の入園も可能です。町外の保育施設利用を希望する場合も同じです。)

- ・市町村によって必要書類が異なる場合があります。

4 認定申請・保育施設利用申込に必要な書類

保育を必要とする事由やそれぞれの状況によって必要書類が異なりますので、下表をご確認ください。

内容が事実と異なる場合は、認定を取り消す場合があります。※提出書類は返却できません。

(1) 支給認定申請書兼保育利用申込書…児童1人にそれぞれ必要です。

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類…父母それぞれについて必要です。

保育を必要とする事由		証明書類
1 就 労	雇用主がある場合 ・社員・パート・アルバイト等 ・内定を含む	○就労（予定）証明書【町指定様式】 ※勤務日が不定期の場合、シフト表等を添付すること
	自営業の場合 ・事業手伝いを含む	○就労状況申立書【町指定様式】 ○民生委員の証明（意見書）
	農業の場合 ・農業専従者含む	○就労状況申立書【町指定様式】 ○民生委員の証明（意見書）
	内職の場合	○家内就労（内職）証明書【町指定様式】 ○民生委員の証明（意見書）
2 出 産	出産月を含む前3ヵ月～ 出産日から8週が経過する 日の翌日が属する月の末日 まで	○母子健康手帳の妊婦保健指導報告書のページ の写し ※出産予定日の記載があること
3 保護者の 疾病・障がい	疾病・けが等	○診断書【町指定様式】 ※児童の保育ができない記載があること
	障がい	○次のいずれかの書類の写し ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳又は療育手帳 ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
4 親族の介 護・看護		○介護・看護申立書【町指定様式】 ○診断書【町指定様式】 又は次のいずれかの書類の写し ・介護保険被保険者証【町指定様式】 ・障害者手帳等 ・施設通所付添等の場合、在学、通所証明書 等、利用状況を確認できるもの
5 災害復旧	自宅や近隣の災害の復旧 に当たっている場合	○申立書（町指定様式） ○り災証明書※町で発行（無料）
6 求職活動 ・起業準備	90日を経過する日が属 する月の末日まで	○就労誓約書【町指定様式】 ○ハローワークカード ※ただし、入園後、原則90日以内に「就労 （予定）証明書」等を提出してください。 ※就労の見込みがないときは、原則1回のみ 延長可能。（後日聞き取り調査あり）
7 就学・職 業訓練		○在学（受講）証明書 ○時間表・カリキュラム等の写し
8 育児休業	兄弟の継続利用	○育児休業証明書（町指定様式）

※公務員の場合、証明書の代わりに辞令の写しを提出してください。

◎町指定様式は役場住民課子育て定住移住支援室にあります。

(3) 世帯の状況を証明する書類…該当する方は提出して下さい。

世帯の状況	証明書類
ひとり親世帯	○ひとり親受給者証又は児童扶養手当証書 ○健康保険証（申込児童分）の写し
障がい者（児）と同居 （世帯分離している同居者含む）	○次のいずれかの書類の写し ・身体障害者の手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・愛護手帳又は療育手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
入園希望年度に就学前の兄弟姉妹が、新制度へ移行しない幼稚園、障がい者通所施設等を利用生活保護を受けている世帯	○在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの ※新制度へ移行する幼稚園・認定子ども園・保育所等を利用している場合は不要です。
新規申込の場合（進級以外） 60歳未満の同居の祖父母等が「保育が必要な事由」に該当する場合 （世帯分離している同居者含む） （求職活動・起業準備を除く）	○同居祖父母等について、2ページ（2）のいずれかの書類の証明書類 ※提出されない場合、祖父母等により児童の保育が可能とみなされ、利用調整時に優先順位が低くなる場合があります。

※「第3子以降3歳未満の児童に関する書類」は、必要に応じてお知らせします。

(4) 利用者負担額（保育料）を決定するための書類

○**市町村民税額を証する書類**は、令和元年1月1日に住民登録が田子町にあり、町で課税状況を確認できる保護者（町が課税状況を確認することに同意する場合は**不要**です）。

○次の①又は②に該当する方は提出してください。

必要な方	市町村民税額を証する書類	配布・発行元	必要項目
給与所得者	「令和元年度町民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」の写し	勤務先から令和元年5月頃に配布済	下記が記載されているページ全ての写しを提出してください。 ・納税者氏名
自営業者等	「令和元年度町民税・県民税納税通知書・課税明細書」の写し	平成31年1月1日の住所地の市町村から、令和元年6月頃に送付済	・町民税均等割合額 ・町民税所得割合額 ・扶養人数 ・税額控除 （住宅借入金特別税額控除）
上記書類が無い場合	「令和元年度町民税・県民税課税証明書」※	平成31年1月1日の住所地の市町村で発行	※税額控除の記載が無い場合、控除額が分かる書類（確定申告書等）の写しを添付して下さい。

※課税証明書は、市町村によって名称が異なります。(所得課税証明書、税額証明書等)
 代理人が発行を申請(父の証明書を母が申請等)するときは、委任状が必要な場合があります。
 必要項目が全て分かるよう、証明書を発行してもらって下さい。

②平成31年1月1日に住所登録が田子町にあるが、町民税が 未申告 の保護者
○平成30年分(1~12月)の所得について、申告して下さい。
・所得税の申告が必要な方⇒税務署にて確定申告
・所得税の申告の必要ない方・所得の無い方⇒役場税務課にて町・県民税申告
○申告後は、申告書の写しを提出して下さい。

5 支給認定を受けると審査を経て、支給認定証が交付されます。

4月からの利用の場合は、支給認定事務が集中し審査に時間を要することから、結果については随時お知らせします。

(1) 施設等を利用できる時間(保育必要量)

保育を必要とする事由や状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2区分に分けられますが、**就労時間等によりそれぞれの認定**になります。

保育標準時間⇒	1日最大11時間まで利用可能	1時間の延長保育 (無料)
保育時間	田子保育園 7:15~18:15 (延)18:15~19:15 上郷保育園 7:00~18:00 (延)18:00~19:00	
保育短時間⇒	1日最大8時間まで利用可能	1時間の延長保育 (無料)
保育時間	田子保育園 7:15~15:15 (延)15:15~16:15 上郷保育園 7:00~15:00 (延)15:00~16:00	

※町からの補助金により延長保育の料金は無料です。

保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間
1 保護者が就労している	基準： 月120時間以上 (就労等)	基準： 月48時間以上 (就労等)
2 保護者が親族の介護・看護をしている		
3 保護者が就学・職業訓練を受けている		
4 保護者に疾病等又は障がいがある	○	○
5 母親が出産である	○	—
6 保護者が災害の復旧にあっている	○	—
7 保護者が求職活動中・起業準備中である	—	—
8 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している が兄弟がいる(兄弟の継続利用)	—	○

保育を必要とする事由が就労・介護・看護・就学・職業訓練の場合

○令和元年度現在、保育施設を利用している児童は、就労時間等が月120時間未満であっても、必要と認められる場合には、保育標準時間認定を受けることができる経過措置が設けられています。

(2) 支給認定の有効期間

- 基本的に2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までです。
- ただし、保育を必要とする事由の証明書類に、有効期限や治癒見込期間が記入している場合は、その期間に応じて認定期間が決定されることがあります。
- 3号認定は、満3歳到達時に2号認定に変更されます。(手続き不要、自動認定)
- 下記1～4の事由の場合、状況により有効期間が異なります。
⇒有効期間以降も保育の必要があるときは、再度支給認定の申請が必要な場合があります。

保育を必要とする事由	支給認定の有効期間
1 母親が出産である	出産日の属する月を含め前後3ヵ月又は年度末まで。
2 保護者が求職活動中・起業準備中である	90日を経過する月が属する月末まで。 原則1回のみ延長可能。ただし、期間経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合については、その限りではない。
3 保護者が就学・職業訓練を受けている	保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで。
4 育児休業取得時に、既に保育施設を利用している兄弟がいる(兄弟の継続利用)	①と②のいずれか短い期間まで。 ①育児休業終了日 ②育児休業対象児が1歳6か月に達する月の末日 ただし、翌年度に就学を控えている場合は、小学校就学前まで。

6 利用者負担額(保育料)について

- 保護者等の町民税額に応じて、町が定める利用者負担額を納入することとなります。(町内施設は町が徴収し、認定こども園は施設で直接徴収します。)
- 利用者負担額のほか、施設で必要な費用を徴収する場合があります。(詳しくは施設へご確認ください)
- 利用者負担額は基本的に、父母の町民税額の合計で算定しますが、同居している祖父母等が次のいずれかに該当する場合は、父母の町民税額に、該当する祖父母等の町民税額を合算します。
- (1) 祖父母等が入所児童またはその父母を税法上、健康保険等の扶養としている場合。
 - (2) 自営業、農業等により生計を営む世帯で、祖父母等が児童の父母を税法上の専従者控除としている場合。
 - (3) 父母の所得合計額が76万円(ひとり親世帯の場合は38万円)未満で、祖父母がその世帯の最多所得・最多納税者である場合。

※令和2年度の利用者負担額は、令和2年4月上旬までにお知らせする予定です。

- 令和2年4月～8月の利用者負担額……令和元年度町民税額所得割から算定
(平成30年1～12月の所得が反映)
- 令和2年9月～令和3年3月の利用者負担額
……令和2年度町民税額所得割から算定
(令和元年1～12月の所得が反映)

利用者負担額（保育料）の納付について

- 児童の保育に必要な費用は、保護者が納める利用者負担額と税金でまかなわれています。
- 利用施設の定めに従い、確実に納付してください。
- 利用者負担額算定の基礎となる町民税額に変更や誤りがあったときは、入園日にさかのぼって利用者負担額が変更となる場合があります。
- 結婚や離婚により保護者（扶養義務者）に変更があった場合申請が必要です。申請の翌月分（初日変更は同月分）から保育料が変更となります。

7 利用調整（選考）

利用申込みが施設等の受入可能数を上回る場合は、町があらかじめ定めた基準に基づく優先順位に従って利用調整を行います。 ※申込順ではありません。

8 利用調整結果の通知

- 入園日のおよそ7日前に、利用調整結果を郵送にてお知らせします。
※4月入園の場合は、3月中旬までにお知らせします。
- 利用申込が不承諾となった場合は、年度の最終入園（3月1日）まで毎回、利用調整の対象となりますが、利用が可能となるまで結果は郵送しませんのでご了承ください。
- 不承諾となっている間に、申込内容が変更となったときは、速やかにご連絡ください。

9 利用申込・利用決定・利用開始後の手続き ※支給認定証・認印が必要です。

(1) 利用申込後、申込内容又は家庭状況に変更があるとき

⇒必要書類が異なります。事前に確認のうえ役場住民課子育て定住移住支援室で変更の手続きをしてください。

- 希望施設・入園日を変更するとき
- 保育が必要な事由に変更があったとき
- 保護者の就労先・就労期間・就労時間等に変更があったとき
- 住所・婚姻・離婚・死亡・障がい認定など、家族や世帯状況、扶養関係に変更があったとき
- 町民税額の修正・更正があったとき
- 生活保護の受給が開始又は廃止となったとき

(2) 保育施設のほか、幼稚園等を併願し、幼稚園等に入園決定（内定）したとき

保育施設…保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業
幼稚園等…幼稚園・認定こども園（教育部分）

⇒保育施設利用が不要となったときは、役場住民課子育て定住移住支援室で手続きをしてください。

支給認定区分の変更、利用申込の取り下げ等が必要です。→(3)・(4) 参照

⇒利用調整の結果、不承諾となったときは、利用申込をしたまま幼稚園等を利用することも考えられます。

(3) 利用申込を取り下げるとき

⇒役場住民課子育て定住移住支援室で取り下げの手続きをしてください。

(4) 利用決定後に辞退するとき

⇒役場住民課子育て定住移住支援室で辞退の手続きをしてください。（利用調整結果の通知書を持参）

手続きが遅れた場合は、登園していなくても保育料を納めなければなりません。

(5) 転園するとき ※保育施設への転園日は基本的に毎月1日です。

⇒転園日に応じた申込締切日までに、役場住民課子育て定住移住支援室で転園の申込をしてください。利用調整後、結果を郵送にてお知らせします。

(6) 退園するとき ※退園日は基本的に月末日です。

⇒退園を希望する月の15日までに、退園届を提出してください。

提出先：役場住民課子育て定住移住支援室

月途中で未届で登園しなくなった場合でも、ひと月分の保育料を納めなければなりません。

(7) 次の場合、利用決定が取消になることがあります。

○虚弱児や心身の発達状況に遅れが見られる場合、その他の理由により、集団保育が困難と認められるとき。

○事実と異なる支給認定申請又は保育施設利用申込をしたとき。

10 食物アレルギーへの対応について

○児童に食物アレルギーがあるときは、内容によって、保護者の希望と施設の対応が異なる場合がありますので、必ず希望施設を事前に見学し、除去食等の対応について、施設へご相談ください。

11 障がい児保育について

○児童に障がいがあるときは、程度によって、保護者の希望と施設の対応が異なる場合がありますので、必ず希望施設を事前に見学し、集団保育が可能かどうかも含め、施設へご相談ください。

○町外には中・軽程度の障がい児の保育を実施している施設がありますので、お問合せください。

1 2 産休・育休明け保育施設利用予約について

- 保護者が法律に定める産前産後休暇又は育児休業を取得したときは、職場へ復帰する前に、保育施設の利用を予約することができます。
- ただし、施設の入園枠内での予約となり、施設の状況によって異なります。
- 受付は役場住民課子育て定住移住支援室となります。

1 3 子育て支援について（特別保育）

○町内の保育施設では、次のような子育て支援を行っています。

1 延長保育	<p>保育時間を延長して児童を預かります。（無料）</p> <p>【保育標準時間】 田子保育園 18:15～19:15（1時間の延長） 上郷保育園 18:00～19:00（1時間の延長）</p> <p>【保育短時間】 田子保育園 15:15～16:15（1時間の延長） 上郷保育園 15:00～16:00（1時間の延長）</p>
2 一時預かり保育	<p>保育施設を利用していない児童を、一時的に預かります。 田子保育園のみ（有料）</p>
3 病後児保育	<p>病気の回復期にあって集団生活が困難であり、かつ保護者がやむを得ない事情により家庭で保育できない場合、その児童を一時的に預かります。田子保育園のみ（有料）</p> <p>午前8時30分～午後5時30分まで （前後30分延長可能）</p> <p>月曜日～土曜日 原則 連続5日間以内</p>

